

令和 6 年 6 月 14 日

岐阜労働局長 殿

岐阜県航空機
関係単組最賃連絡会議
議長 赤尾 智

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、岐阜県航空機・同附属品製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

岐阜県において岐阜県航空機・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者。

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金。



3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	3,538人
岐阜県の航空機・同附属品製造業の労働者数	6,034人
最も低い労働協約の金額＝	1,206円/時間
現在適用されている法定最低賃金額＝	1,031円/時間

令和6年 9月25日

岐阜地方最低賃金審議会 御中

団体の名称	ケージーエム労働組合
代表者職氏名	執行委員長 赤尾 智行
所在地	岐阜県各務原市川崎町1番地
構成組合数	組合員数 250名

岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金の改定に関する意見は下記のとおりです。

記

1 本年の春季賃金引上状況について

(1)賃金増額

一人平均 16,410 円の増額

(2)一時金

一時金については、労使で合意した業績連動算式による箇月数の労組要求に対し、基準賃金の4.24ヶ月分(1,397,400円)前年比6.4%減/組合員1人平均との回答で妥結しました。



2 「岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金」の金額改正に関する意見について

日本航空宇宙工業会によると日本の2023年度の航空機生産額1兆6,868億円となり、2022年度の1兆4,087億円から2,781億円増加し、この2月に航空旅客需要がコロナ前の水準を回復(2019年比+5.7%)今後年3%強の成長軌道が見込まれるなど、事業環境は更に好転している。

弊社においても、抜本的な防衛力強化に向けた国内調達予算の増加により、大幅な需要増となる見通しであり、民需部門においても旺盛な需要を背景に売上の拡大傾向が続く見通しである。

弊社が携わる航空機産業は、先進技術と高度な素材部品を集約しシステムとして統合する高付加価値の技術先導産業であり、高度な専門性や高い熟練度を必要とすることを鑑み、その最低賃金は県最賃や他業種の産業別最低賃金と比較しても、より高い水準であるべきです。

一方で、人財不足は深刻な問題となっており、今年度新入社員においても、県内での採用がままならず、近隣まで募集範囲を拡大しており、人財不足問題は待ったなしの状況である。産別最賃の引上げがなされなければ、産業としての魅力が薄れ、人財確保に支障をきたすことになる。結果として、人員構成のゆがみが生じ、技能・技術の伝承に支障をきたすことになる。「ものづくり産業」においては、技術・技能を確実に伝承していくことが重要であり、生産年齢人口が減少していく中で今後も優秀な人材を確保し企業・産業・地域の発展につなげていくためには、産業全体として魅力ある労働条件を構築していくことが大切であり、産業別最低賃金の優位性を確保することが必要です。

弊労組が所属する「基幹労連」の産業別最低賃金に対する長期的かつ基本的な考え方は、「絶対額を重視しつつ、当該産業における高卒初任給を踏まえた水準をめざす」であり、「企業内最低賃金」の水準は、中央本部加盟全体の単純平均で1,179.6円(前年比+101.8円)となっています。

一方、航空機産業で働く18歳以上の労働者に適用される岐阜県の航空機・同附属品製造業の最低賃金は1,031円の水準であり、組織労働者の最低賃金との格差改善が求められています。

当産業で働く未組織労働者の賃金水準を底支えする産業別最低賃金についてもコンスタントに改善を行なうことで、同産業に携わる企業全体の魅力が一層高まり、「産業基盤の強化」と「人材の確保・育成」延いては地域経済の活性化にも繋がると確信します。

令和6年9月10日

岐阜地方最低賃金審議会 御中

団体の名称	川崎岐阜協同組合
代表者職氏名	代表理事 井上良介
所在地	各務原市蘇原興亜町1-17-1
会員事業所数	21所、
労働者数	約2,712名



「岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金」の改正に関する意見書

記

はじめに

先の第484回岐阜地方最低賃金審議会における「特定最低賃金改正決定の必要性の有無に係る意見聴取」につきましては、未だに厳しい状況が続く航空機産業の概況説明と併せて意見陳述の貴重な機会を得ることができました。航空機産業の特異性について、ご理解を深めていただけたとご推察申し上げながら、改めて深く感謝申し上げます。

「審議会」の開催を単に拒否することは、決して好ましい状態とは思っておりません。労使間で協議することの意義は、健全経営、重要課題解決には不可欠のものであるとの認識の下、改正決定に向けて審議を開催することとなったと理解しております。

1 「岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金」の改正決定に関する意見について

前述のように、健全経営を目指して「関係機関」や「取引先」と交渉をするなど鋭意努力しているところですが、現時点で満足のできる状況には至っておりません。

こうした背景の中、今年度の特定業種最低賃金改正は、最低限度に留めおくべきと考えております。

補足

雇用形態の多様化、高齢者の雇用、働き方改革による過度な残業時間の見直し等が進み、短い時間で効率よく働く時代が到来しました。最低賃金だけを検討するのではなく、総合的な賃金体系の検討が求められるようになりました。年功序列部分の見直しや、時間単位でなく能力評価を加味することになるかもしれません。

また、自動化、デジタル化、AI活用なども併せ、労働生産性向上をどうやって達成できるか？これこそ労使で話し合っただけではゆかねばならない課題と考えております。

以上